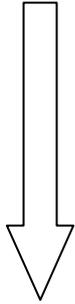
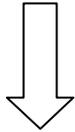


入所手続きフロー図

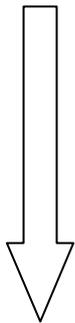
入所申込み



優先入所評価



入所判定



入所決定

【必要書類】

- 入所申込書
- 居宅生活が困難なやむを得ない理由記載書

※特例入所要件該当申告書(様式①)を参考にしてください。

本区様式を使っても構いませんし、入所申込書への付記、独自様式の使用も可能です。また、理由記載に当たっては、申込者本人や家族のほか、申込者本人を担当する介護支援専門員など、入所申込者の状況等を十分に把握できる方が記載しても差し支えありません。

【定期報告】

- 特例入所該当申込者の申込状況報告書

※特例入所該当申込者状況報告書(様式②)を本区に年2回報告してください。

◇評価に当たっては、これまでと同様、「介護の必要の程度」及び「家族の状況」等の勘案すべき事項に照らし、要介護3以上の他の入所申込者と同じ評価基準で判断してください。

【意見照会】

- 入所対象者特例入所要件該当・非該当意見照会書

※要介護1又は2の入所申込者の入所判定時、特例入所要件該当・非該当意見照会書(様式③)を用いて本区に要件該当・非該当の意見照会を行ってください。

- 入所対象者特例入所要件該当・非該当意見書

※意見照会を受けた本区は、様式④を用いて照会から原則2週間以内に意見書を送付します。

- ◇施設内の入所検討委員会で判定

※要介護1又は2の方について、委員会で入所の必要性がないと判断された場合、入所申込みの取下げを必ずしも行う必要はありませんが、判定結果を入所申込者に連絡する際は文書で通知することが望ましいとされています。

※特例入所に該当するか否かは、最終的には施設の判断となりますが、施設と本区の判断に齟齬が生じる場合は、判定結果を出す前に調整を行いますので、ご連絡ください。